

岩手県

許可番号 00359014942

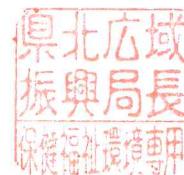
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岩手県二戸市金田一字上田面241番地の1

氏 名 有限会社八紘カイハツ 代表取締役 岩下 重俊
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

県北広域振興局長 坊良 英樹



許可の年月日 令和 6年 3月11日

許可の有効年月日 令和11年 3月10日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

- 取扱う特別管理産業廃棄物
 - ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
 - ・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
 - ・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
 - ・感染性産業廃棄物
 - ・廃石綿等
 - ・燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
 - ・廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
 - ・汚泥（鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
 - ・廃酸（鉛又はその化合物、六価クロム化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
 - ・廃アルカリ（鉛又はその化合物、六価クロム化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

(以下、裏面記載)

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 6年 3月 11日 当初許可

平成 11年 3月 11日 更新許可

平成 11年 12月 16日 事業範囲の変更許可

(1) 特別管理産業廃棄物の種類に廃油（四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

(2) 特別管理産業廃棄物の種類に廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）を追加したこと。

(3) 特別管理産業廃棄物の種類に廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）を追加したこと。

(4) 特別管理産業廃棄物の種類に廃石綿等を追加したこと。

平成 14年 4月 18日 変更届出書受理（代表取締役を岩下キヨから変更したこと。）

平成 15年 12月 9日 事業範囲の変更許可

(1) 特別管理産業廃棄物の種類に廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、シスー1, 2-ジクロロエチレン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

(2) 特別管理産業廃棄物の種類に汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、シスー1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 2-トリクロロエタン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

(3) 特別管理産業廃棄物の種類に廃酸（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、シスー1, 2-ジクロロエチレン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

(4) 特別管理産業廃棄物の種類に廃アルカリ（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、シスー1, 2-ジクロロエチレン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

平成 16年 3月 11日 更新許可

平成 16年 10月 22日 事業範囲の変更許可（特別管理産業廃棄物の種類に汚泥（六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。）

平成 17年 2月 23日 事業範囲の変更許可（特別管理産業廃棄物の種類に汚泥（鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。）

平成 21年 3月 11日 更新許可

平成 26年 3月 11日 更新許可

平成 29年 1月 13日 事業範囲の変更許可（特別管理産業廃棄物の種類に燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。）

平成 31年 3月 11日 更新許可

令和 6年 3月 11日 更新許可

以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無

以下余白

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白